# 京城新聞

●漢城五部内の森林を保安林に編入に就て

農商工部山林局林務課長 鈴木技師談

本年十八日農商工部告示第十號を以て漢城五部内區域の森林を保安林に編入せられたり右は韓國に於ける保安林編入の嚆矢なるを以て保安林とは抑も如何なるものなるや又漢城五部内とは幾干の區域を指稱するやを論ずるは敢て無用の事にあらずと信ず今順序上漢城五部内より說かんに五部内とは即ち東西南北中の五署を指稱し而して五署内は遠く昔日に於て既に保安林の實質を有し居りしを知り今誠に六典條例卷の八(所典)を案ずるに「字内」禁松内山一牌自敦義門至承傳路、二牌自承傳路至兄弟井洞、三牌自兄弟井至光熙門南邊外山一牌自萬里倉至高山寺基洞、二牌自寺基洞至漢江西路、三牌自漢江至豆浦西路、四牌自豆浦至院峴西「字内」禁松内山一牌自光熙門北邊至惠濟門、外二牌自惠化門南邊至胡蘆峴、三牌自[illegible]四牌自祭基峴至[illegible]「字内」禁松内山一牌自肅靖門至彰義門大路北邊、二牌自彰義門至敦義門北邊、外山一牌自沙峴至慕華館、二牌自沙峴以西至廣濟門院、三牌自弘濟院至城山里云々とあり以上の記事に據れば兵力を以て即ち漢城々壁内内外一般の守備を期すると同時に松の採伐を嚴禁したるの事實明なり而して其松に限り嚴重の制裁ありし所以を案ずるに牧民心書卷の三十四二典六條山林の分に左の記事あり『曰山林者、邦賦之所出、山林之政、聖王重焉とありて其說に曰く(前略)乃我邦山林の政唯松禁一條、檜柏楓櫪、一無所内、至於松禁、法例特嚴云々又曰く封山禁松、其有厲禁、宜謹守之、其奸弊、宜細師臣守令、擅許擅伐者、以私器實軍律論云々又曰く松田放火者、以一律論云々盜斫禁發處、定標の内、冒耕放火者、亦依松田律禁松節目云沿海邊三十里雖養山一體禁斷云々又曰く安國無美材雖松是用宮室棺槨、咸以松造、而其禁條の嚴且密如此云々」依之觀之國美材なし既に美材なきが故に宮室棺槨の作造一に松に倚らざるべからず故に董腦(樹木の心髓を稱す心材の大なるものを得んと欲せば大木ならざるべからず杉の亦味の如きは其一例なり)封山の設定を必要とし隨て保護嚴密なり字内禁松の制となり結局山林の政唯だ松を禁ずるの一條あるのみを云爲するに至りし所以なりとす然るに字内禁松の制たる極めて善政と稱するを得べし何ぞや善政と云ふ即ち韓土十三道の山林は舉て荒廢し其慘狀に至りては國土の涸渇に遠きに非らんと思はしむるに拘はらず漢城内外多少の林相を目睹し得べきは之が爲なり殊に南山一体の美林を保續し來りしに至りては一に之れか善政の結果と云はざるべからざるなり果して然らば現今に至りて漢城五部内の森林を保安林に編入せられたるは韓國森林法に於ては苟も嚆矢を以て目するを得べしと雖も遠く昔日に遡りて論ずるときは即ち林政一部の復古にして偶然の結果又妙なりと云ふべし以下保安林の性質に就て聊か論ずる處あり更に進んで先進諸國に於ける保安林に關する法規を觀察せんと欲するなり

抑も保安林なるものは國民の安康を保持すべく特種の取扱ひを必要とする林地の名稱にして換言すれば國土の存立又は民衆の安寧康福を増進せしめんが爲めに特種の保護又は制裁を必要とし此目的を達せんが爲に又は特別の取扱ひをなす土地を云ふなり現に韓國の森林法は其第五條に規定して曰く

第五條 農商工部大臣は州に記載したる箇所を保安林に編入することを得

一、土地壞崩流出の防備に必要なる箇所
二、砂の防備に必要なる箇所
三、水害、風害、潮害の防備に必要なる箇所
四、頽雪墜石の危險を防止するに必要なる箇所
五、水源の涵養に必要なる箇所
六、魚附に必要なる箇所
七、航海の目標に必要なる箇所
八、公衆の衛生に必要なる箇所
九、壇、廟、社、殿、宮、陵、園又は各所或は舊跡の風致に必要なる箇所

(未完)

●斬髪の始(三)

浮世ぐさ

店の飾り付といへば大さ四五寸の自惚鏡、糸にて吊せる毛抜等の外なく不潔甚だしかりしかば一時來れる外人の足も遠かるにいたれりされど虎吉等は技術も上達し西洋人の氣受けもよく又邦人中にも散髪者追々殖ゑ來りたれば從つて横濱中の散髪業者も一兩毎に殖ゑ來りたり、時に東京日本橋際に加藤虎吉といへる髪結師ありたり川岸に造り掛けし床にて宛かも二階のやうになり居りたるを以て人皆二階床と呼びたり、此の[illegible]にて明治四五年の頃率先して横濱より前記の竹原五郎吉を聘し髪結の傍ら散髪を開業したり這れぞ東京にて散髪店を開きし嚆矢にして間もなく前記の竹原德次郎も東京に來りて開業し次で銀座四丁目に原德之助、平野孝次郎兄弟、麹町鐵地に德二郎床、日本橋に川名浪吉、平川町に鈴木鐵次郎等の散髪床を見るに至れり、其の後市内の散髪者日を追ひて殖ゑたれば各町の髪結は先を爭ひ散髪床を開業せんとは思ふものゝ何分不案にて手を下し難ければ各店の親方はマツ二階床に走きて五郎吉の理髪の工合を篤と實見し家に歸りて吾子又は親戚のものゝ頭を刈りて實驗し後ち漸く客を迎ふ程なりしかば二階床の繁昌はいふ迄もなく五郎吉の名は隆々として社會に響き渡れるに至れり

〇文苑

月前會小集席上即賦 孤山小史

休言傾輌浮沈事。方寸亦自有窮通。風流漫擬千古賦。疎狂且喜三十章。淡交新訂鷄林野。親戚昨見古遼東。蒼莽雲梯暫閑却。俗念畢竟付冥濛。吹散平八閒出夢。在夢復入夢。把抔誰論劍雌雄。

登木覓山

有山水有足攀登。身御長風太虚凝。雲巖角散。蟲遂瑶草增。深音神藏秘。樹聲恰龍騰。北韓山秀何峻削。漢江水淺何澂湖。瓦光粉壁發脚底。豆人寸馬過新陸。鳴呼此地曾是布砲列。一令未敢傚膺懲。今見旭旗厭大牢。古往今來感何勝。

●白鷺吟集●

炎天や俄か作りの橋普請 可醉
雨すぎてまた炎天や石地藏 松花
木かけなき炎天つらき峠哉 湖東
炎天の一筋道や濱遂まで 田柿
蟬の聲に日足の永き暑さ哉 松花
暑をむする社の森や蟬の群 櫻水
大名の宮に御成の日傘かな 同
日傘さし小路に入りし仲居哉 湖醉
海岸に紅一點の日傘かな 三瓢
脛洗ふ婦の見ゐて青田哉 可東
引水の爭もなく青田かな 湖
二つ三つ垣の小枝や牽牛花 同
朝顏や遊びがゆく女あり 可醉
通り行く野道ふさぐや女郎花 櫻水
女郎花頭る家のあり町外れ 可醉

右白鷺吟集は百露吟社に於て吟詠したるものなるが若し讀者諸君にして同社の會員たらんとするものは本社編輯局迄申込まるべし

(十一) 川合柳葉

かくて山川は唯ある料理亭に命じて、俳句の宗匠としては贅澤過ぎる程の料理を取寄せ、其の夕暮より浮世を憚る身の上とて、兩人對座で始まつて、愉快さうに式ばかりの結婚の盃が濟むと、後は今の處まで他人とも覺わず、山川がお君と呼べば、お君は貴方と呼び、辭[illegible]つて落しつ落され[illegible]れつ、互に陶然と酩酊した頃は、夏の夜の早くも十時過ぎとなつた。

「どうだ、大分醉つて來たから、モウ床入りと爲やうぢやないか。」

「私もあんまり醉ひましたに、ツイ頂き過ごしてこんなになりました、では床は布きませう。」

と、クッキリと白い顏にホンノリと紅を彩つて、優しさうな手で撫でながら起ちかゝつた。

「イヤお前は未だ夜具の在處も知れないだらうから、私が案内して手傳つて遣ろう……これか、これは此のまゝにして置いて明日の事さ。」

「オヤッ私何の氣も付かないで居ましたが、婆やは奈何致しましたらう。」

驚いた如き容子で尋ねると、山川は微笑しながら、

「婆やは夕方返して了つたのだ……なあに初中終私の洗濯なんか爲せて居る、懇意な婆やだから、他所に出掛ける時には何時でも留守居を頼むのだ、今夜のやうな最たい晩は、他人入らずの對坐に限ると思つて、氣を利かして返したのだ、サア／＼心配せずと安心してシッポリと休むと爲やう。」

と、お君諸共八疊の一室に入つて、匆々床を布べて枕に就いた。

「オッと床盃を忘れちやつたが、床盃も我々には無用な事、それより面白い寢物語でも始めやう。」

と云ふ山川の顏をお君は惚々と眺めて居たが

「ね、貴方、變な事を聞くやうですが、貴方はとヤッと靜岡の生れぢやありませんか私どうも靜の調子が靜岡の方のやうに思ひますが……。」

山川はニヤ／＼と笑ひながら、

「序に手の筋を見て貰はうか、して見るとお前も靜岡に居た事があると見ゑるな。」

「居た事所ぢやありません、私は靜岡の生れですわ。」

「ハヽア眞個靜岡か、へえ妙な事もあるもんだ、靜岡は何所だ、何町だ。」

「草深町ですわ。」

「草深町だ、眞個か。」

「なんの嘘言なんか云ひませう。」

「ふむ、妙な事もあるものだ、シテお前の宅の姓は何と云ふのだ。」

「笹野。」

「ハヽア笹野、[illegible]父さんの名は俊行ぢやないか。」

「それを貴方どうして御存じ。」

「では前笹野俊行の娘に違ひないのか。」

「はあ、眞個笹野の娘の君に違ひないんですの。」

「しかし笹野の娘に君と云ふのは無い理だか、名を換へでもしたのか。」

「はあ、本當の名は住江と云ふのですが、こんな身分に墮落したものですから、自分で出鱈目に君と換へました。」

「だが貴方は奈何して私の父を御存知なんです。」

と、不審さうに問ひかけた。



大日本麥酒會社景品付抽籤第一、第二、第三回當籤景品受領廣告

## 第壹回抽籤

第一等當籤者(公債二百圓) 龍山 大森商店
第二等同(債券八十圓) 開城 稻田寅藏
第三等同(同 四十圓) 仁川 橋本商店
第三等同(同) 京城 寶六庵
第四等同(同廿圓四分ノ一) 同 宮本良造
第四等同(同) 同 藤井乙吉
第四等同(同) 同 兼古商店
第五等同(切手十圓) 同 角田商店
第五等同(同) 同 巴城館
第五等同(同) 同 群英樓
第五等同(同) 同 前田商店
第五等同(同) 同 三巴酒店

## 第貳回抽籤

第一等當籤者(公債二百圓) 京城 高雄支店
第二等同(債券八十圓) 同 會英樓
第三等同(同・四十圓) 同 金神泰
第三等同(同) 同 安合號
第四等同(同 二十圓) 同 河村百福號
第四等同(同) 同 志田清
第四等同(同) 同 山根松治
第五等同(切手十圓) 水原 川口猶造
第五等同(同) 京城 巴中支店
第五等同(同) 同 新宮商店
第五等同(同) 同 川崎商店
第五等同(同) 同 張順泰

## 第參回抽籤

第一等當籤者(公債二百圓) 仁川 山内幸吉
第二等同(債券八十圓) 同 河野支店
第三等同(同 四十圓) 京城 大辻商店
第三等同(同) 水原 松下政造
第四等同(同 二十圓) 京城 丸萬支店
第四等同(同) 同 藤田商店
第四等同(同) 仁川 本田商店
第五等同(切手十圓) 龍山 吉岡商店
第五等同(同) 京城 藤田商店
第五等同(同) 開城 淺野商店
第五等同(同) 同 北野商店

第六等 壹百貳拾本 當籤人名略ス

右景品ヲ京仁麥酒販賣組合ヨリ受領候也

當籤者一同

七月二十日ヨリ發賣セル大日本麥酒會社製品五千函ノ景品券ニ對スル抽籤ノ結果其ノ都度謹告致シ置候得共未ダ引換ノ申出無之整理上差支申居候間來ル十日迄ニ本組合又ハ扱店ニ就キ景品ト御引換被下度此段更ラニ廣告候也

大日本麥酒株式會社
京仁麥酒販賣組合

京城新聞

## 日本の文明と韓人

從來日本の對韓政策が兎角異端に渉らずして皮相に流るゝの傾向ありき、保護協約締結せられ伊藤公の統監となるや、余輩は其輕佻皮相の政策に流るゝことなからんと期待したりき、然れども之れ唯余輩の期待に過ぎざりき、依然として浮誇輕佻に走るの傾向あるを感せずんばあらず、抑も浮誇輕佻の政策とは何ぞや、例せば今回東上せんとする東洋拓殖の創立委員たる韓人等を利用して保護政治に資せんとする淺薄なる政略を行ふ如きを云ふ、世人も知る如く曾禰副統監は過日韓人東拓創立委員に一場の訓示談話をなしたり、而して其談中の一節に曰く「渡日後は充分能く文明の事物を視察し歸來の日地方民に對し[illegible]說明せらるべし」と

噫以上の訓示と旅費六百圓とを得て內地に赴く所の韓人委員は如何なる經路を踏んで日本の文明を觀察するか、まづ是迄の常例として東京に於ては韓人委員の爲に大歡迎會あらん、また都會に因りて高貴の御方に拜謁を許すこともあらん、夫より後は紅葉館に帝國ホテルに妓酒佳肴を振舞へ或は造幣局或は造船所或は砲兵工廠等を見せしめ所謂日本文明の偉大を以て韓人の膽を潰さんと計るや必せり、若しも韓人にして淳朴なる北海道のアイヌか或は布哇の土人ならせば以上馳走の爲にまた見物の爲に彼等の膽の潰るゝは必定なり、而れども韓人に至つては然らず彼等は表面甚だ淳朴幼稚の如く見ゆるも如何にせん元が日本に對して東洋文明の先生にして其先生たりし自負心は今尙彼等の胸底に殘り、加之現在日本が如何に近世的文明を以て誇るも其文明の程度は良し朝鮮には優るとするも決して世界の文明國たる西洋諸國に優るものに非ざるを知るを以てなり、之を以て此を見れば韓人をして日本文明を觀察せしめたりとて何等効力無かるべく、亦文明見物の政略を以て眞面目に對韓政策に效果あらしめんとするは誤想の甚しきものと云はざるべからず噫文明の見物勳章の贈與好辭の交換是等は韓人に對して從來不絕行われたる皮相政略なれども、此皮相政略の爲に韓人の眼眩て眞に我に悅服すると思わば幷は大なる誤なり、若し夫れ眞に韓人を悅服せしめんとならば最も有效なる政治を施設せざる可らず之を例せば河川の修理をなして洪水の氾濫を除き、水利の便を啓きて稻田の灌漑を計り、惡吏の誅求苞苴を嚴禁して四民の苦痛を除き、賞罰を明にして疑獄を彈明し、暴徒や草賊を鎭定して民心を安んせしむる等適切にして有效なる施政をなし、其實績に依りて日本帝國の實力の强大なるを示さば渠等は日本の文明を見ざるも服從すべし、夫れ唯だ實力の顯現啓示のみ、徒に文物典章の美を觀せしめて悅服を強るが如きは何等の効力をもなし、當局者たるもの宜しく眞面目に統治の方策を採るべきなり。

### 日本の外交

曾ては日米貿易の爲と稱して移民問題を犧牲にし、今亦日淸貿易の爲と稱して間島問題を犧牲にせられんとす、若しも此順に依て我外交を進せば遠からずして日韓親交の爲と稱して、我十五万の在韓同胞に撤退歸朝を命ずるやも知るべからず、持つべき者は良き親分なること今更ながら深く感ぜずんばあらず。

### 民團税滯納理由

頃日居留民中故意に民團税の怠納を爲す者續々として起れりと云ふ、而して其怠納理由に曰く「民團已に破壞せらる我等に於て納税の義務なし」と民長官撰介の不入望は[illegible]此一事を以て證明せらるゝを得べし、知らず統監府の先生達は斯る消息を何と解するものにや。

雜報

### ●副總裁の競爭劇甚

東洋拓殖株式會社副總裁は前宮內大臣李允用前度支部大臣閔泳綺及び久しく日本に亡命せし趙義淵の三氏其の選に當らんとの希望ありて夫れ／＼運動中なる事は既に報導したる處なるが右の諸氏は當地にて運動に努むると共に過日渡日したる創立委員に託し縁故を求めて激烈なる競爭をなさしめんとしつゝある由にて何人に決定するや未だ明かならずと云ふ

### ●萬壽節奉祝に就て

一昨日太皇帝の万壽節に方り東亞開進教育會の變身たる帝國實業協會大東學會及び同一味の學校等は盛んなる行列をなして大漢門前に至り太皇帝の萬歲を奉祝したるが此れに關し某韓人は此の現擧は太皇帝推重派の系統と見るを得て今昔の感に堪へずと語り居たり

### ●辯護士取締の必要

新裁判所開廳せられてより舊法官の免官となりたる者又は日本に遊學して法律學を修め任官後日本人官吏と共に執務するの能力無く不平を起して辭職したる者及び舊軍人の廢官となりたる者等地方人民を致唆して曾て觀察使又は郡守等より土地又は權利を侵害せられたる者に訴訟を提起せしめ辯護士と共謀して種々挾雜の行爲をなす者新裁判所開廳以來頗る多數となりたる由にて京城內に遊食せる官人上りの徒は何れも此れに關係し其の間幾多の弊害あり裁判所及び警察は此の際其の取締を充分にせられん事を望むと某消息通は語り居れり

### ●警部採用試驗

內部警務局は各地方に奉職せる巡查部長及び巡查より警部を選拔採用する方針にて各警察署長の推選したる七拾六名の候補者に對し各地方に試驗問題を送附して豫備試驗をなしたる事は既報の如くなるが今回右の答案書を審査したる結果其の成績の良好なる者十五名を選び本月廿一日內部に召集し筆記口述の本試驗を執行する事としたるが此の試驗に合格したるものは直ちに警部に任用する筈なりと云ふ

### ●全羅の暴徒

我討伐隊の打擊を受け一時其勢力を失ひし韓國內地の暴徒は漸次北方に逃竄せし傾きあり京畿以南に蠢動しつゝあるものは少數の盜賊的團体に過ぎず忠淸方面は殆んど靜穩に歸したるものと云ふべき狀況にあるがこれに反し全羅地方にある暴徒は忠淸方面の暴徒加はり來り稍や勢力を回復し來りしものゝ如く其數を增加し今後秋收を待ちて所在に蜂起するの計劃を回らしつゝありと

### ●共立新聞發賣禁止

桑港にて發行せる韓國諺文新聞共立新聞第九十三號(七月二十九日發行)は治安に妨害ありと認められ昨日內部大臣より其の發賣を禁止せられ國內に入りたる同新聞紙を押收せられたり

### ●民長問題と大內代議士

韓國居留民團長官選問題に關し調査のため進步黨より特派せられたる代議士大內暢三氏は來京以來數週日に亘り熱心に調査究研中なりしが氏は愈々該統監府令を以て在韓邦人の權利を抑壓し其の發展を害するものと認め一昨日曾禰副統監を訪ひて官選論者は其の理由の一に適任者を得るためなる事を云爲するも官選に非ざれば人材を得難きの理なく又官吏必ずしも人材のみに限らざる事及び官選の理由として民團內に於ける黨爭を防ぐにありとするも官界と雖も權勢の爭奪存在して黨爭は民間のみに存すとなすは不都合なる事並に原來自治團体の代表者は人民の信賴せる人物を公選せしむるは當然にして況や既に公選とせるものを逆行し官選となす如きは居留民の既得權利を侵害するものにして爲政家の執る可らざる處置なる事を述べ且つ統監府若し此の府令の撤廢を以て其の威信に關すとせば宜しく該令を無期延期するか又は民長の選任は民團より官選する事とせらるべしとの意見を語り其反省を求めたるに曾禰副統監は本問題に關しては目下伊藤統監との交涉中なれば遠からず何等かの解決をなすべしとの事にて引取りたりと云ふ

### ●特許條約と英獨商

韓國商標、意匠、著作權に關する日米條約に基つき目下日本人より出願する重なるものは商標許可なるが右につき在仁英獨商は過日某所に會合し左の如き決定をなしたりといふ

一 日本人の出願する商標中自分等の商標に摸擬したるものありとの風說あるが日本政府は之れに對し如何なる處置を執るかを監視すべし

二 若し日本政府が之れ等の出願を許可するが如きことあらば直ちに異議を日本政府に申出でたる結果外交的問題を惹起するも辭せず

三 韓國特に仁川に於ける外國商業權は一に英獨等の掌中にありて米國商人は實に微々なるものあれば右日米條約中米商の利益となるは事實に於て無之又其功果を見るに至るは近き將來に於ては不能なるべきを豫言することからず

### ●海賊討伐艇出港

海賊討伐の目的を以て過日竹敷より仁川に入港したる水雷艇第三十二號第三十三號第三十六號の三艇は一昨日午後○時三十分△△方面に向ひ仁川を拔錨せり

### ●鹵獲金の交付

賊徒討伐以來憲兵の手にて是迄鹵獲せし金額は二百六十餘圓に達したるが八月と本月との二回に同隊より統監府會計課の手を經て度支部に交附したりと云ふ



### ●八月の貿易高

關稅局の調査に係る八月中の輸出入額を記せんに輸出九十六萬九千九百十二圓輸入三百五十八萬五千八十七圓にして輸出中重なるものは米四十九萬千三百三十四圓大豆十四萬四千八百四十四圓輸入品の重なるものは金巾十九萬五千四百四十八圓シーチング二十五万百五十四圓晒金巾十八万三百八十二圓絹布十七万五千四百六十七圓石油三十三萬六千六百九十圓木材及板十六万三千五百四十七圓綿織糸十五萬九千四百二十八圓等にして後年同期に比すれば輸入に於て二萬八千三百九十圓輸出に於て五十九萬千六百十八圓の增加せり

### ●漢城衛生會の事業

從來京城民團役所及び警視廳に於て施行し來りたる京城龍山の除穢事業は豫て計畫中の如く愈々本月十六日より漢城衛生會に於て此れに從事する事となりたるが同會に於ては從來此れに從來せる日人の外に會の實行委員たる各警察署長をして其の管內より人夫を傭はしめ馬車、人力、チゲ所の四方法にて市街の汚物を東大門外龍山萬里倉栗島の四塵芥燒却場及び東大門外栗島の人糞尿處分場に撤出せしめ其の燼灰及び糞尿は目下固形肥料株式會社外數名より此れが拂下を請願し居れるも公入札を以て拂下ぐる方針なりと云ふ尙同會の事業は一般衛生に關係あるを以て京城に多數住居せる淸國人の加入するは相方の利益なれば當局者に於て再三交涉を重ねたるも經費の點に就て議纏らず淸國人は單獨に經營する事となれりと

### ●仁川商議所豫算會

目下編制中なる仁川商業會議所四十二年度豫算は不日完了の豫定なるが右終了の上は直ちに役員會に附議し更に議員總會を開きて討議する筈なりといふ

### ●淸人通關業取締

仁川稅關の支那通關業者取締については目下稅關より支那領事に交涉中なるが支那領事に於ても勿論異議なかるべく近々中に實施するに至るべしと而して同規則の內容は日本通關業規則を準用する筈なりといふ

### ●通關業組合組織

仁川に於ける通關業者は其後數回相談會を開き組合組織の協議をなしたるが同業中組合員たるを好まざるもの數名ある爲め未だ成立を見るに至らざるが仁川稅關に於ても組合組織は通關業者の發達上必要缺くべからざるとなれば專ら其勸誘に盡し居れり

### ●仁川信用組合總會

仁川信用組合は來る十三日午後一時より發起人總會を開き業務執行に關する協議をなし其結果により直ちに會員の募集に着手する豫定なりといふ

### ●憲兵分遣隊移轉

筆洞憲兵分遣隊は是迄韓國捕盜廳たりし舊家屋を以て之に充て居りしが同所は道路狹隘にして不便少からざるにより今回本町七丁目に移轉したり尙ほ所長は是迄下士を以て任じ來りしも之を擴張して中尉を所長に任じ警備に從ふこととなれり

### ●曾禰副統監の纛村行

曾禰副統監は昨日午前九時佐竹秘書官を從へ趙農相中村農務局長等の案內にて東大門外なる纛村に到り同地の園藝模範場を視察せり

### ●荒井次官邸の觀月宴

荒井度支部次官は一昨十八日午後六時より度支部及び同部關係官廳に在る各高等官及び其の家族を自邸に招き觀月の宴を催したるが來會者五十餘名あり頗る盛會なりきと云ふ尙本日は曾禰副統監以下統監府の重なる官吏を同邸に招き觀月の宴を催すと云ふ

### ●李容九の送別宴

李一進會長近日渡日に就き同會の重なる人々發起となり一昨八日午後七時より明月館に於て送別の宴を催し來內相外同會員約七十名の出席者ありて頗る盛會なりき

### ●柳東說の辭職

軍部に奉職せる陸軍參領柳東說は今回辭表を提出したる由なるが當局者も彼は元來李甲等と同じく現政府に對する不平黨の一人にして稍々不穩の行動ありと認めたる折柄なれば其の辭職を聽許する事となしたる由にて柳は免官の上は西北學會の事業に關係すべしと云ふ

### ●新義州狀況

新義州地方の賊徒の動靜は概して一般平穩なりしも八月十八日碧潼郡加面に賊徒十一名顯はれ金品を掠奪し夫れより十六日昌成郡東倉面梨木里に到り尙は金品を强奪して雲山郡方面へ逃走したるに二十一日再び碧潼郡加面及會面に顯はれ昌城碧潼二郡の一部は多少の被害ある村落ありて憂慮を爲しつゝあるも他は一般に堵に安んじ業務に精勵しつゝあり而して木材製材所として義州府中の島安東縣木材廠木材貯水所あり皆政府事業にして一ヶ年約八千万圓に上り荷役人夫數百名にして半ヶ月に於ける買收木材は稍境に入り約三百八十臺に上れり又農作物は一般豐作なるも柞蠶業は降雨多き爲め結果至て不良にして目今の狀態にては平年より三割を減ずる見込なり又日本人向商況は至て不景氣にして殆んど繼續の余地なきが如く往々新義州龍岩浦にて破產を爲すに至れり從て金融も亦逼迫して商業家の困難は層一層苦慮しつゝある模樣なるも韓人向の商況は一般に稍々盛況の如くなりされば龍川府市場にては每市七八千圓に龍岩浦市は千五六百圓に新義州市は千二三百圓に宣川、郭山、龜城市は約千圓內外購買力を有す其主なるものは生牛金巾、麻布類とす

### ●八月の氣候

去月中仁川に於て觀測所の實測したる結果と昨年及平年八月に於ける氣候とを對照すれば左の如し

| 事項 | 四十一年 | 四十年 | 平年 |
|---|---|---|---|
| 平均氣溫(華氏) | 七五、〇 | 七七、四 | 七七、四 |
| 平均最高氣溫(同) | 八二、九 | 八四、四 | 八四、二 |
| 平均最低氣溫(同) | 六九、一 | 七二、〇 | 七一、四 |
| 高極氣溫(同) | 八八、三 | 九四、三 | 九九、五 |
| 同上起日 | 十八日 | 五日 | 三十四年三日四日 |
| 低極氣溫(華氏) | 六〇、三 | 六六、六 | 五九、〇 |
| 同上起日 | 三十日 | 卅一日 | 三十五年二十五日 |
| 晴天日數 | 三 | 一九 | 三 |
| 曇天日數 | 一〇 | 三 | 九 |
| 雨天日數 | 二 | 三 | 一三 |
| 雨量(粍) | 二六 | 九九 | 一七九 |

則ち昨年及平年に比し本年の氣溫は孰れも低溫を示し殊に最低氣溫に於て著しかりし又天氣日數に至りては殆んど大差なく雨量は昨年に比すれば稍々多量なりしも平年に比すれば大に少なかりし

### 公人私人

▲片野彌太郎(全州騎兵隊少佐)一昨日任地へ出發

▲齋藤金佑(度支部參政課監視部長)一昨日開城へ出發

▲田中讓(石川島造船所技師)一昨日平壤へ出發

▲荒木寅次郎(京都醫科大學長)一昨日入京浦尾旅館へ

▲內山曾太郎(統監府技師)一昨日入京巴城館へ

▲白井巖(平壤控訴院檢事長)一昨日入京天眞樓へ

▲柴田虎太郎(鎭南浦農工銀行支配人)一昨日仁川より入京天眞樓へ

▲土屋彥太郎(平壤農工銀行支配人)一昨日入京山本旅館へ

▲風部信介(醫學士)一昨日平壤より入京山本旅館へ

### ●近事片々

▲井上 侯重態新聞紙面侯の閱歷逸事を以て其半を埋むるの觀あり侯の勢力も亦偉大

▲聞多 俊介共に東上する時高杉晉作山縣に紹介す聞多は利口俊介も中々間に合ふと

▲晉作 の紹介に依り兩人を引見す聞多精悍俊介圓滿爾來三人濃厚なる友情あり

▲星霜 經過俊介と聞多との政見一致するも狂介とは時々衝突する傾有て圓滑ならず

▲精悍 なる井侯は却て山公に好く爲に伊山の間に調停すること屢々ありとは面黑し

▲井侯 は性急なれども人情敦厚加ふるに俠氣あり之が爲に友情を傷る事なし美徳也

▲圓滿 なる伊公は却て異の敵を作り精悍なる井侯は却て異の味方を作るとは甚妙也

▲若し 井侯にして不慮の事あらば伊山兩系の調和を缺ぎ益々軋轢せんと世は心配す

▲伊山 兩系政治上の爭ひは可なるも私交に迄及ぼすが如きは甚だ醜大に愼む可き也

▲淸國 大官盛宣懷來る觀察と稱するも實は伍廷芳の米淸同盟論の影響ならんと云ふ

▲淸國 政府にして全く廷芳の行動を非とし日淸の修交を厚ふせんとならば大に好し

▲疑心 は暗鬼を生ず宜しく日本の實情を知らしめて手を携へて極東の平和を計れよ

▲淸國 政府も人民も傀儡師に操らるゝの弊有能く帝國今後の政策を知了せしむべし

▲一寸 後押が出來ると急に意張り出すのは淸國人の弊大に此弊を矯正する必要あり

▲日淸 の關係は唇齒輔車日本倒れて淸國完たからず淸國倒て日本亦安全ならざる也

▲極東 平和の爲には日淸は同盟すべきもの決して爭ふ可らず其利害は將さに同一也

▲日淸 の爭は他の喜ぶ處決して此等の術中に陷るの愚をなす可らず淸國覺醒を要す

▲滿州 大豆も本年は平年に比して二割方の增收と異に結構何れも豐年萬作は喜ばし

▲日本 も豐年韓國も豐年滿洲も豐年先以て目出度事に候三國合併の豐年祝賀會は如何

▲露國 政府は國民がト伯の八十回の誕辰祝賀祭を行ふ事を禁止せりとは余り變的也

▲此祝 祭を以てトルストイズムの感染を恐るるが爲ならんも去とは神經過敏も甚し

▲米國 大統領選擧の形勢は豫期の如く共和黨優勢月桂冠は先づタフト氏なるべき也

▲民主 黨は兎角一致を缺ぎ中間揉め多しブライアン氏の雄辯も之を統御する能はず

# 京城居留民團公文

京城居留民團規則第十六號
京城居留民團給與規則左記ノ通リ理事官ノ認可ヲ得タリ
九月九日　京城居留民團民長　熊谷賴太郎

京城居留民團給與規則

第一條　本規則ハ居留民團吏員居留民團所屬幼稚園及病院職員並囑託員雇員ニ之ヲ適用ス

第二條　給與ヲ別テ左ノ五種トス
一　賞與金及手當金
二　疾病傷痍給與金
三　退職給與金
四　死亡給與金
五　遺族扶助料

賞與金及手當金

第三條　民團吏員民團所屬幼稚園及病院職員並囑託員雇員以下ニハ其勤務ノ成績ニ依リ賞與金ヲ給與ス
前項ノ給與ハ民長之ヲ專行ス

第四條　特殊ノ事務ニ從事スル者ニ對シテハ民長ノ定ムル所ニ依リ手當金ヲ給與ス
[illegible]ルコトヲ得
但シ[illegible]ハ此限ニ在ラス

疾病傷痍給與金

第五條　民團吏員民團所屬幼稚園及病院職員並囑託員雇員ニシテ公務ノ爲疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキハ其療養中療治料トシテ俸給又ハ給料日額ノ二倍ヲ給與シ治癒シタルトキハ給助料トシテ俸給又ハ給料月額六個月以內ヲ給與ス
前項給助料ノ給與ハ民長之ヲ專行ス

退職給與金

第六條　民團吏員民團所屬幼稚園及病院職員ニシテ一ケ年以上勤續シ左ノ各項ニ該當スルモノニハ退職一時金ヲ給與ス但シ自己ノ便宜上又ハ懲戒處分ニ依リ免職シタルモノハ此限リニアラス
一　法令改廢ノ結果ニ依リ其ノ職ヲ罷メタルトキ
二　民團ノ都合ニ依リ退職セシメタルトキ
三　傷痍又ハ疾病ニ依リ退職シタルトキ
四　戰時又ハ事變ニ依リ召集セラレ退職シタルトキ

第七條　退職給與金ハ左ノ區別ニ依リ退職ノ際一時ニ之ヲ給與ス
公務ノ爲疾病傷痍ヲ受ケ終身執務ニ堪ヘザルニ至リテ退職スル者ニハ左記金額ノ外其ノ勤務年數ニ應ジ一箇年ニ付俸給又ハ給料月額三箇月ノ割ヲ以テ一時金ヲ增給ス

民長　助役　會計役

| | |
|---|---|
| 三箇年以內勤續者 | 一年ニ付俸給月額三箇月 |
| 六箇年以內勤續者 | 一年ニ付俸給月額四箇月 |
| 九箇年以內勤續者 | 一年ニ付俸給月額五箇月 |

九箇年以上ノ勤續者ハ九箇年以內勤續者ノ率ニ依リ加算ス

書記

| | |
|---|---|
| 一年以上勤續者 | 一年ニ付在職最終月俸一箇月 |
| 三年以上勤續者 | 一年ニ付在職最終月俸一箇月四分ノ一 |
| 五年以上勤續者 | 一年ニ付在職最終月俸一箇月二分ノ一 |
| 七年以上勤續者 | 一年ニ付在職最終月俸二箇月 |
| 十年以上勤續者 | 一年ニ付在職最終月俸三箇月 |

所屬職員及囑託員雇員ニハ書記ニ對スル給與ノ半額トス

第八條　退職一時金ニ關スル年限ノ計算ハ月ヲ以テシ六箇月以上ハ月割トシ六箇月未滿ハ切捨トス

死亡給與金

第九條　民團吏員民團所屬幼稚園及病院職員在職中死亡シタルトキハ退職給與金ノ區別ニ據ル金額ヲ其ノ勤務年數ニ應シ死亡給與金トシテ其ノ遺族ニ給與ス但シ勤務期間一箇年ニ滿タザルモノハ一箇月分ヲ給與ス
公務ノ爲死亡シタルトキハ俸給又ハ給料月額ノ一年三箇月分ヲ增給ス

第十條　囑託員雇員ニシテ公務ノ爲死亡シタルトキハ俸給又ハ給料月額ノ一箇年分ヲ死亡給與金トシテ其ノ遺族ニ給與ス

遺族扶助料

第十一條　民長助役會計役九箇年以上其ノ他ノ吏員及所屬職員十箇年以上勤續シ在職中死亡シタル者ニハ左ノ區別ニ依リ遺族扶助料ヲ一時ニ給與ス
民長、助役、會計役　年俸一箇年分
書記及所屬職員　月俸五箇月分

第十二條　民團吏員民團所屬幼稚園及病院職員ニシテ公務ノ爲死亡シタルトキハ左ノ區別ニ依リ遺族扶助料ヲ一時ニ給與ス
民長、助役、會計役　俸給一箇年半分
書記及所屬職員　俸給一箇年分

附　則

第十三條　本規則發布以前ヨリ引續キ在職シタル者ハ其ノ勤續年數ニ通算ス

第十四條　明治四十年度京城居留民團規則第十八號京城居留民團傳染病豫防救治從事者手當金給與規則ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十五條　本規則ハ[illegible]ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# ●龍山の大火

▲全燒三十戶　▲少女燒死す

朝暾高く上りて人は各々其の日の職務に餘念なき昨日午前八時五十分頃龍山方面に當りて盛んに警鐘の亂打さるゝより滿城の人々はスワ火事よと許りに打ち驚く間もあらせず頓て京城よりは皇宮警衞消防隊及び鐵道管理局消防組を先頭として續いて第二消防隊は桐原警視指揮の許に馳せ付けたるが火勢は却々に凄まじく紅焰烈々として鎭め難く僅か一時間の中に三十八戶を燒失し尙は少女一名の燒死を見るに至りし慘事を演出せり今順を追ひて出火の顚末を左に掲ぐべし

▲原因と場所　原因は原山元町三丁目ペンキ職上田春吉が八時五十分頃自宅に於てペンキの原料を煉り居りしにフトした機から春吉が煉り居りしペンキの容器よりペンキが右の容器を傳ひて下に焚きわりし火に落ちしかば火は忽ち容器の中に這入りパッと一時に燃え上りたるより春吉は驚きて之を消し止めんとせしも其の甲斐なく頓て火は傍らの障子に移り柱を舐め終に斯かる大事に至りたり

▲少女の慘死　折柄春吉方と軒を並べ居る大工職竹原重吉の娘芳子(五)が春吉方に來り何氣なく遊び居りし所圖らずも此の火事騷ぎなるに周章て〻表へ逃げ出さんとせしに其の時は早や火は一面に廻り所詮少女の身の危險を排して飛び出す勇氣もなく無慘にも其場に於て燒死を遂げたり

▲燎原の勢　紅龍は猛威を振ひて益々猛り狂ひ燎原の勢ひ却々に當るべくもあらず元町の二三丁目は言ふ迄もなく終には旭橋通りを襲ひ一方凱旋町に及び[illegible]今にも龍山全市を燒き盡さんずる凄まじき勢ひなりしが各消防組の必死の盡力により終に旭橋通りの中途にて辛くも消し止むるに至りたるが其の類燒家屋は全燒三十戶半燒四戶破壞四戶總計三十八戶なり

▲各消防組の盡力　各消防組の驅け付けたるは龍山消防組に云ふ迄もなく前記の如く京城よりは鐵道管理局消防組、皇宮警衞消防組、京城第二消防組等なるが何れも目覺ましき働き振りにて爲めに怪我人をさへ出したる程なり

▲重なる燒失家屋　燒失家屋中重もなる建物は太陽旅館、笠子雜貨商等なるが太陽旅館にては早く手が廻りし爲め大部分荷物を運び出したれど笠子雜貨商にては商品全部[illegible]

▲損害と鎭火　損害高は此稿締切迄には判明せざれど鎭火せし[illegible]ありたれど重もなるものは火元人の春吉にて同人は右の手頸と兩方の股に火傷し又其の他巡査部長消防夫の電流に觸れしもの三四人ありたり

▲竹原重吉氏の悲嘆　可愛き娘の此不時の災禍に遭ひて燒死を遂げたる無殘の最後に娘の實父竹原氏は娘の死骸に寄り添ひ四邊を憚からず男泣きに泣き居りしは實際氣の毒とも哀れともいふべし

▲類燒者の姓名　旭橋通り太陽館支店、小泉庄次郎、小川要、山口要、山口啓一、久保田繁郎、元町三丁目海津勘助、吉田久次郎、藤原源次郎、磯部三平、塩澤治輔、山地善吉、田園兵次郎、高木彌太郎、木寺傳太郎、兼古禮藏、高井實太郎、凱旋町、松岡實策、井口松男、中西庄平、山本莞太郎、廣瀨善三郎、有田重之助

▲罹災者への寄贈　十五圓京城民團役所、三十圓殖產會社廣瀨辰康、二十圓木村稔、十圓山崎彌助、十圓村井甚七、二十圓龍山貨屋組合、十圓松尾勝太郎、白米二俵執行猪太郎

▲消防組への寄贈　五圓伊東文夫、五圓笹部松右衞門、二十圓第十八銀行、十圓渡邊五郎、十圓松本彌三、十圓村井甚七、十圓木村稔、十圓安達元次郎、ビール一箱奥田某、同加藤重太郎、同白米一俵加藤重太郎、清酒 延北海機菊池源助

●淸人韓人を毆る　下寺洞川邊二十二統四戶李順化(三十)は一昨夜七時三十分頃[illegible]洞淸商德興號屋八郞致德(三○)と何事よりか喧嘩を始め同人より毆られたりとて李より茶洞派出所へ此旨訴出でたれば派出所にては双方取調べたるに言語の行違より此始末に及びたること判り何れも說諭の上放還されたり

●不敬ヨボ　磚洞居住金錫周は一昨日午前八時頃韓太皇帝の萬壽節に際し韓皇帝が[illegible]居と同乘し德壽宮に行幸の爲め鍾路通過の[illegible]見張の巡査之を制せんとせしも尙は横ぎらんとせしにぞ已を得ず銅峴分署を引致し懇々其不心得を諭して放還されたり

●醉狂ヨボ　一昨日午後八時三十分頃住所不定の南宮植なる者は草洞居住梁仁景なる者と喧嘩し之を毆打したる爲め銅峴分署に訴へられたるが取調べの結果酒に醉ひ拂ひ醉狂の果なりと判り醉の醒めたる後說諭の上放還さる

●罪もなき同胞を毆る　蓬萊町四丁目二十六番地山口縣平民魚商野厚庄次(二六)米倉町番戶不詳廣島縣平民魚商岩見宮吉(三三)の二人は八日の夜十二時頃旭町別府組居住餠賣商別府具次(十六)が旭町に於て或る韓人と喧嘩し居る所を毆打し且つ同人の所持金三十八錢を紛失せしめしより二人は南部署に引致され取り調べの上右の紛失金を辨償せしめられたり

●淸韓人の喧嘩　西部太貞洞統戶不詳李用成(三二)は八日午後八時頃長谷川町[illegible]閉館前にて西大門內居住雜商[illegible]といふ支那人と何にかの行き違ひより喧嘩し居る所を折柄通り掛りし支那人某なる者此に加勢し散々李を毆打せしが李は南部署に訴へ出でたり

一口噺

伜「韓人は實に惰け者ですネ」　親父「ナゼ」　伜「デモ父さん昨日の萬壽節に僕が實業敎育會の前を通つたら門の所に爲●世●無●疆●の休と書いてあつたよ」

●ロハ飲み　龍山凱旋町百四十番地大工職井上源太郎(三四)は去る八日夜十二時頃本町一丁目裏通飲食店長谷川猜一方に上り九十九錢丈飲食せしがイザ勘定となりて懷中無一物なるより其筋の取調べを受けたり

# ●白蓮花女史より取消

本紙が曾て掲載したる「白蓮花」及び「奠蓮花」の記事に就き之が記事の主人公と稱する菅野のぶ子より左の如き取消文舞ひ込みたるを以て左に原文の儘を掲載すべし

●取●消●文●

前略貴紙八月二十日發行第四〇號至九月五日發行第五四號記事中小身に關する記事に付新聞紙規則第十五條規定に依り左の全文を揭載して御取消相成度此段及御願候也八月二十日發行第四十號第三面白蓮花と題する記事中(前略)娘が土地の學校卒業をまちかね[illegible]踐女學校入學云々(以下略)は事實相違にして小身の同校入學は亡夫戰死三周年忌[illegible]服以後に[illegible]して同校通學中陸軍士官と結婚云々と御記載有之候へ共是亦事實相違にして鄕里[illegible]縣立女學校在學中幼少の頃より許嫁たりし同鄕出身の海軍將校と結婚致せるものに御座候亦亡夫の戰死は滿洲の野と御記載有之候得共之又事實相違にして三十七年十二月十三日午前零時二分旅順港口一部に封鎖任務中高砂艦と共に港外に殉命せるものに御座候又八月二十二日發行四二號同記事中(前略)此京城に來りしは朔風胡砂を捲く昨年師走にてありきと有之候へども小身の渡鮮は小なりと雖も武門の家訓としては亡夫三周年忌追悼會以前に外出せしむることなき故即ち本年一月恰度韓國答禮大使の我國に入來の歸國の一行に同伴せられて着鮮せるものに御座候又(中略)さある宿屋に鞋を脫ぎしばしの間宿屋住ひ云々と御記載有之候得共之は事實相違着韓當時は實父の戰友學友たる某武官の家庭にありしなり(中略)金貸盡きて何時迄も宿屋にあるわけにもゆかず何等かの職業を求めんとて兩班の家庭敎師として乘込云々(以下略)も事實相違そは小身が實父が渡韓以後の保護を依賴せる韓國武官の親族知人の婦女子迄に日本語稽古の相手を希望せられて應じたるの外家庭敎師に雇はれたる事無之候八月廿三日發行第四三號同記事中始より終まで事實相違且つ同德女子義塾に致鞭を奉するは四月よりと御揭載有之候得共小身の同塾の敎鞭を掌りしは塾長の嫁の嘗て日本遊學中日本語を敎授せる緣故により丁塾長の要求に依り二月一日より致鞭をとりしものに御座候九月三日發行第五十二號同面白蓮花の正態と題せる記事中小身に關する事は總て事實無根殊に李の姓たるゴマシホダンナ云々斷然之無候最も本國の實父が征戰役の戰友たる李家一門の親族とも凡て交誼は有之候得共ゴマシホ頭ダンナは一人も無之候(未完)

●本日は仲秋　本日は陰曆八月十五日所謂仲秋の明月なり天氣は昨日の模樣より察すれば定めし晴天なるべければ漢江、和城臺、奬忠壇附近及び貸六廳等は觀月の客定めし多かるべし

●解警　一昨日暴風雨の恐れある[illegible]にて警戒中なりしが昨日午前[illegible]解警されたり

（四）（第三種郵便物認可） 明治四十一年九月十日 京城新報 （木曜日） 第五十八號



## 富本半平の身上（三）

一ッ家で飲り飲んで居るのも面白ふないばかりか第一氣が利かないからそそう／＼そうしましようと黒姐さん酒飲みに似合はず存外早く折れてぢやア一所に出掛けましようとウロ／＼と立ち上りながら女中に今日は妾のだどうなんですからチ御勘定は我家へ取りに來て下さいナと言い捨て其宜いとも悪いともいふ返辭を聞きもせずに大きにお世話さま左様ならッていふんで外に飛び出しサア此れから妾の家で飲み直ずんだよと手前の手を取つてナカ／＼放さないのです弱りました吟中は自分だけの責任は此れで充分だと思つたものか夫れとも御此上に憂目を見せられるのが辛いと思へたか私合を出ると直ぐ自分だけはスタ／＼と横道に外れちまつたのですヲイ／＼吟中／＼と手前も聲を立てゝ呼び戻そうとしましたが歸つて來る樣子がありませんするど宜いちやアおりませんが歸る人は歸らせて徹くサれ前さんさへ一所なら私は夫れで澤山なんですよかなんかと黒姐さんカヲもうだらしの無い事を言ひながらトウ／＼無理やりに手前を自分の家の軒先まで引ッ張つて行きましたが鳥渡立ちどまつて中を覗き込み手前を振り返つて半平さんお前さん我家へ這入つたら斯何處の若旦那氣取で居て下さいナどいふ注文なんです幇間風情に若旦那の眞似をしろどいふ注文なんですから手前も變に思ひましたが此りやア何か我家に對して寸法があるんだらうと其處は稼業柄早くも見て取つて宜しい萬事其意氣で居りやしやうとうけ込んで黒姐さんが只今どいつて格子をカラ／＼と開けて這入る後から御免よか何かヌッカリ大氣取でヌッと續くと婆さんが出迎へに出ましたが此婆さんの姿ッていふものはありませんでした白髪雜りの頭をボウ／＼とさせ骨と皮とばかりに痩せ細つた相格に只目ばかり厭にギロ／＼と凄く光らせる工合は如何見ても先代菊五郎の一ッ家の婆ッツクリで何の氣なしにヌッと這入つてヌッと此姿を見た時には思はずギヨットなつてブル／＼と身震いが出ました餘り恐しいので二階に上つてから黒にあの婆さんは何だチと聞て見るとありや妾の母親でさアと濟ましたもの愈々もつて驚き入つて仕舞いました其母親の前を胡魔化す爲の若旦那らしく黒は頻りと母親に二階の若旦那が／＼と噺をして居る聲が上に居る手前の耳に宜く聞ゆるのです母親も夫れと承知をしたらしく何かガタピシと勝手元に音を立てゝ居た樣でムいましたがやがて手前の前に酒肴の膳部が運ばれ夫れと同時に黒姐さんの身体がピタ／＼と鎭座まし／＼ました下地が充分に出來て居る所へもつて來て又飲み始めたのでムいますから黒姐さん見る／＼うちに生体無くなつて肝腎の金の一件などはテンデ運ぶ所ぢやアありません



●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社
京城西署西小門通
電話六六三番